

(1) 本市の介護保険事業の沿革

平成9年	12月	介護保険法・介護保険法施行法公布
平成11年	7月	姫路市に介護保険課設置
	10月	要介護認定・要支援認定（準備認定）開始
平成12年	4月	介護保険制度施行（第1期事業計画期間開始）
	6月	低所得者に対する利用者負担軽減事業開始
	10月	保険料（半額）徴収開始
平成13年	9月	介護サービス第三者評価事業開始
	10月	保険料（全額）徴収開始 ※ H12. 4～H12. 9：全額免除、H12. 10～H13. 9：半額免除
平成15年	4月	第2期事業計画期間開始 介護保険料の低所得者減免制度・高額介護サービス助成費支給制度開始
	11月	福祉用具・住宅改修研修事業開始
平成17年	10月	施設給付の見直し・特定入所者介護サービス費等の支給制度開始
平成18年	3月	家島町・夢前町・香寺町・安富町を姫路市に編入、介護保険事業統合 低所得者に対する利用者負担軽減事業に離島等地域軽減制度を追加
	4月	第3期事業計画期間開始 予防給付の見直し、地域密着型サービス等の開始 地域支援事業・介護予防支援事業の開始 地域包括支援センター設置（直営のみ）
平成19年	4月	地域包括支援センターの増設（法人への委託）
平成20年	4月	高額医療合算介護サービス費支給制度開始
平成21年	4月	第4期事業計画期間開始 直営の地域包括支援センターを廃止、法人への委託センターを増設
平成24年	4月	第5期事業計画期間開始
平成25年	4月	地域包括支援センターの担当区域を変更し、1か所増設（22か所→23か所）
平成27年	4月	第6期事業計画期間開始
	8月	一定以上の所得がある者の利用者負担が1割から2割に引上げ
平成29年	4月	介護予防・日常生活支援総合事業開始
平成30年	4月	第7期事業計画期間開始 介護医療院サービス開始 基幹型地域包括支援センター設置（地域包括支援課内）
	8月	一定以上の所得がある者の利用者負担が2割から3割に引上げ
令和3年	4月	第8期事業計画期間開始
令和6年	4月	第9期事業計画期間開始

(2) 介護保険料の変遷

世帯の要件	本人の要件		保険料年額（月額）前期比				
			第1期〔*1〕			第2期	第3期
			H12	H13	H14	H15～17	H18～20
市民税非課税	市民税非課税	生活保護受給、老齢福祉年金受給	① 4,410	① 13,230	① 17,640	① 20,820	① 27,480
		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下					② 34,350
		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	② 6,620	② 19,850	② 26,460	② 31,230	③ 41,220
		課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超					
市民税課税	市民税課税	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	③ 8,820 (735)	③ 26,460 (2,205)	③ 35,280 (2,940)	③ 41,640 (3,470) +530	④ 54,960 〔*3〕 (4,580) +1,110
		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超					
	市民税課税	合計所得金額が120万円未満	④ 11,030	④ 33,080	④ 44,100	④ 52,050	⑤ 68,700 〔*3〕
		合計所得金額が120万円以上125万円未満					
		合計所得金額が125万円以上200万円未満					
		合計所得金額が200万円以上〔*2〕300万円未満	⑤ 13,230	⑤ 39,690	⑤ 52,920	⑤ 62,460	⑥ 82,440
		合計所得金額が300万円以上400万円未満					
		合計所得金額が400万円以上700万円未満					⑦ 96,180
		合計所得金額が700万円以上1,000万円未満					
		合計所得金額が1,000万円以上					

*1 国の特別対策(介護保険法の円滑な実施のための特別対策)により、平成12年4月～9月は保険料免除(国が全額負担)、平成12年10月～13年9月は保険料半額の措置がとられていた。

*2 第1期においては、250万円

*3 平成17年度税制改正に伴う激変緩和措置有り

世帯 の 要件	本人の要件		保険料年額（月額）前期比				
			第4期	第5期	第6期〔*4〕	第7期〔*5〕	
			H21～23	H24～26	H27～29	H30	R元 R2
市民税非課税	市民税非課税	生活保護受給、老齢福祉年金受給	① 27,480	① 31,440	① 28,620	① 32,400	① 27,000 ① 21,600
		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	② 34,350	② 39,300	② 28,620		
		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	③ 41,220	③ 44,010	③ 44,520	② 50,400	② 43,200 ② 36,000
		課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超		④ 47,160	④ 47,700	③ 54,000	③ 52,200 ③ 50,400
市民税課税	市民税非課税	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	④ 48,090	⑤ 55,020	⑤ 55,650	④ 64,800	
		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超	⑤ 54,960 (4,580) +0	⑥ 62,880 (5,240) +660	⑥ 63,600 (5,300) +60	⑤ 72,000 (6,000) +700	
	市民税課税	合計所得金額が120万円未満	⑥ 61,830	⑦ 70,740	⑦ 71,550	⑥ 86,400	
		合計所得金額が120万円以上125万円未満				⑦ 93,600	
		合計所得金額が125万円以上200万円未満	⑦ 68,700	⑧ 78,600	⑧ 79,500		
		合計所得金額が200万円以上〔*2〕300万円未満	⑧ 82,440	⑨ 94,320	⑨ 95,400	⑧ 108,000	
		合計所得金額が300万円以上400万円未満				⑨ 122,400	
		合計所得金額が400万円以上700万円未満	⑨ 96,180	⑩ 110,040	⑩ 111,300	⑩ 129,600	
		合計所得金額が700万円以上1,000万円未満				⑪ 136,800	
		合計所得金額が1,000万円以上				⑫ 144,000	

* 4 平成27年4月から公費による第1段階の保険料軽減を実施

* 5 令和元年10月の消費税率引上げに伴い、令和元年度から令和2年度にかけて、公費による第1段階～第3段階の保険料軽減を段階的に実施。（令和2年度は完全実施）

世帯 の 要件	本人の要件		保険料年額（月額）前期比
			第8期
			R 3～5
市民税非課税	市民税非課税	生活保護受給、老齢福祉年金受給	① 22,320
		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	
		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	② 37,200
		課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超	③ 52,080
市民税課税	市民税非課税	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	④ 66,960
		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超	⑤ 74,400 (6,200) +200
	市民税課税	合計所得金額が120万円未満	⑥ 89,280
		合計所得金額が120万円以上210万円〔*6〕未満	⑦ 96,720
		合計所得金額が210万円以上320万円未満〔*7〕	⑧ 111,600
		合計所得金額が320万円以上400万円未満〔*8〕	⑨ 126,480
		合計所得金額が400万円以上700万円未満	⑩ 133,920
		合計所得金額が700万円以上1,000万円未満	⑪ 141,360
		合計所得金額が1,000万円以上	⑫ 148,800

* 6 第7期においては、200万円

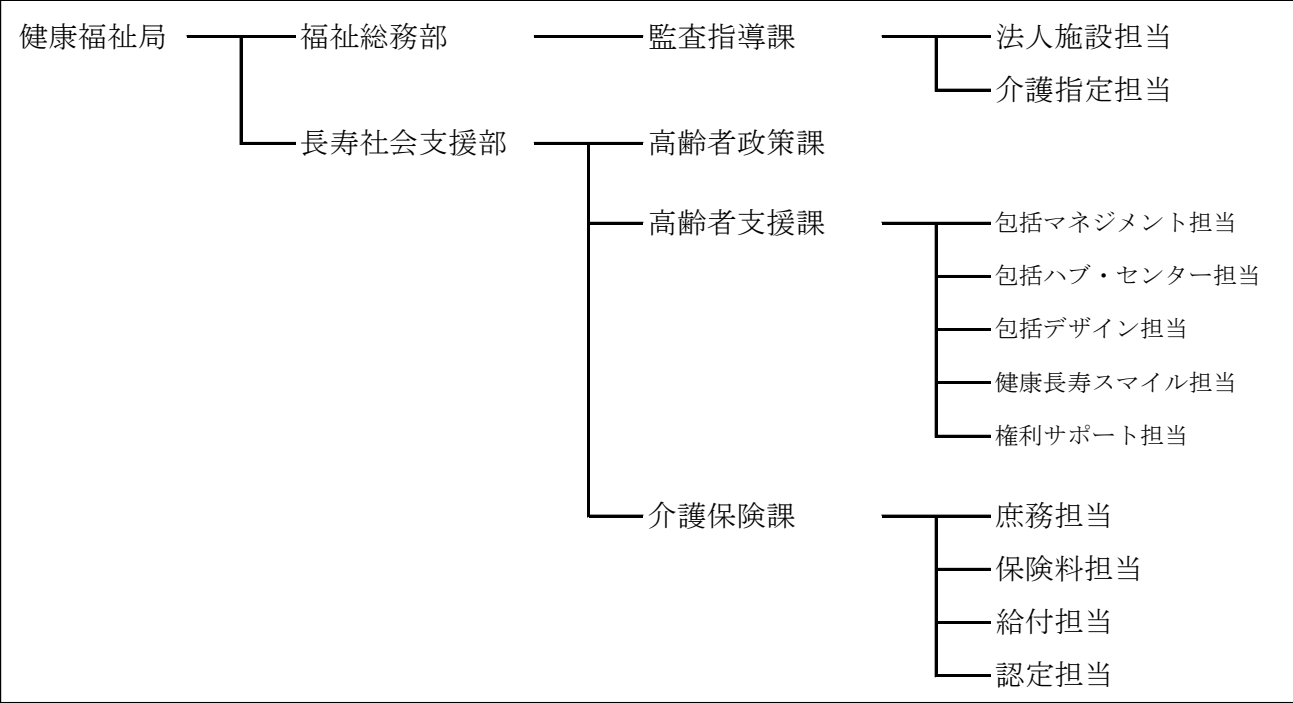
* 7 第7期においては、200万円以上300万円未満

* 8 第7期においては、300万円以上400万円未満

世帯 の 要件	本人の要件		保険料年額（月額）前期比
			第9期〔＊9〕
			R 6～8
市民税非課税	市民税非課税	生活保護受給、老齢福祉年金受給	① 21,200
		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80.9万円以下	
		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80.9万円超120万円以下	② 36,080
		課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超	③ 50,960
市民税課税	市民税非課税	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80.9万円以下	④ 66,960
		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80.9万円超	⑤ 74,400 (6,200) ±0
	市民税課税	合計所得金額が120万円未満	⑥ 89,280
		合計所得金額が120万円以上210万円未満	⑦ 96,720
		合計所得金額が210万円以上320万円未満	⑧ 111,600
		合計所得金額が320万円以上420万円未満	⑨ 126,480
		合計所得金額が420万円以上520万円未満	⑩ 133,920
		合計所得金額が520万円以上620万円未満	⑪ 141,360
		合計所得金額が620万円以上720万円未満	⑫ 148,800
		合計所得金額が720万円以上1,000万円未満	⑬ 159,960
		合計所得金額が1,000万円以上	⑭ 171,120

＊9 国の示す標準段階の変更（9段階から13段階）に伴い、12段階から14段階に変更

(3) 介護保険事業を所管する本市の組織〔令和8年4月1日現在〕



- ▶ **監査指導課**
 - ア 社会福祉法人及び社会福祉施設の認可、指導及び監督等並びに社会福祉事業の開始等の届出に関する事（他の機関の所掌に属するものを除く。）。
 - イ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第20条の規定による計画の樹立及びその実施に関する事（他の機関の所掌に属するものを除く。）。
 - ウ 社会福祉事業に係る職員の研修に関する事。
 - エ 指定居宅サービス事業者等の指定、指導及び監督に関する事。
 - オ 介護サービス事業者の業務管理体制に関する事。

〔※介護保険事業に係るものを記載〕
- ▶ **高齢者政策課**
 - ア 高齢者の福祉に関する事（他の機関の所掌に属するものを除く。）。
 - イ 生涯現役に係る施策の総合的企画及び調整並びに推進に関する事。
 - ウ 老人福祉施設の整備及び運営に関する事（他の機関の所掌に属するものを除く。）。
 - エ 夢前福祉センター、家島老人の家、香寺いきがいセンター及び楽寿園に関する事。
 - オ 高齢者福祉に係る計画の樹立及びその実施に関する事（他の機関の所掌に属するものを除く。）。
 - カ 姫路市社会福祉審議会の高齢者福祉専門分科会に関する事。
- ▶ **高齢者支援課**
 - ア 高齢者の各種助成事業に関する事。
 - イ 地域包括ケアシステムの深化及び推進に関する事（他の機関の所掌に属するものを除く。）。
 - ウ 介護保険事業のうち地域支援事業に関する事。
 - エ 基幹型地域包括支援センター及び地域包括支援センターに関する事。
 - オ 医療・介護保険事業等関係機関の連携支援に関する事。
 - カ 高齢者保健福祉及び介護保険事業に係る計画の樹立並びにその実施に関する事（他の機関の所掌に属するものを除く。）。
 - キ 高齢者の福祉に関する事（他の機関の所掌に属するものを除く。）。
 - ク ふれあいの郷養護老人ホームに関する事。
- ▶ **介護保険課**
 - ア 介護保険に関する事（他の機関の所掌に属するものを除く。）。
 - イ 介護保険事業に係る計画の樹立及びその実施に関する事（他の機関の所掌に属するものを除く。）。

(4) 指定等事業所（施設）数〔各年度末現在〕

	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
居宅介護支援	180	176	168	160	161
訪問介護	163	170	170	171	176
訪問入浴介護	6	6	6	4	4
訪問看護	83	89	92	95	101
訪問リハビリテーション	7	8	7	15	15
居宅療養管理指導	0	0	0	0	0
通所介護	109	111	111	112	112
通所リハビリテーション	0	0	0	10	10
短期入所生活介護	45	45	45	45	45
短期入所療養介護	0	0	0	15	15
特定施設入居者生活介護	11	11	12	12	12
福祉用具貸与	38	40	35	31	32
特定福祉用具販売	37	39	32	30	31
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	8	8	9	9	9
地域密着型通所介護	108	108	106	106	105
認知症対応型通所介護	3	3	3	3	3
小規模多機能型居宅介護	21	21	21	20	20
認知症対応型共同生活介護	37	37	38	37	38
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	15	15	15	15	15
看護小規模多機能型居宅介護	5	6	7	7	7
介護老人福祉施設	34	34	34	35	35
介護老人保健施設	11	11	11	11	11
介護医療院	4	4	4	4	4
計	925	942	926	947	961

※R3～R5 医療みなし及び施設みなしを除く数

R6・R7 医療みなしを除く数